証券コード　4199
2024年11月12日
(電子提供措置の開始日　2024年11月５日)

株　主　各　位

名古屋市中区錦三丁目23番18号
ワンダープラネット株式会社
代表取締役社長CEO　常　川　　友　樹

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

インターネット又は書面により議決権を行使いただく場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2024年11月26日（火曜日）午後５時**までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://wonderpla.net/ir/stock/meeting.html

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスいただく場合には、「銘柄名（会社名）」に「ワンダープラネット」又は「コード」に当社証券コード「4199」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

敬　具

記

1．日　　時　2024年11月27日（水曜日）午前10時　※受付開始は午前９時30分
2．場　　所　名古屋市中区栄三丁目15番33号
栄ガスビル　５階　キングルーム
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3．目的事項
報告事項　第12期（2023年９月１日から2024年８月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役６名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件
4．招集にあたっての決定事項
(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
(2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
(3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
(4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎電子提供措置事項に修正すべき事項が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
１．会社の新株予約権等に関する事項
２．会計監査人の状況
３．業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要
４．株主資本等変動計算書
５．個別注記表
従いまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

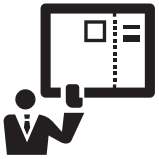

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年11月26日（火曜日）
午後5時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年11月26日（火曜日）
午後5時到着分まで



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2024年11月27日（水曜日）
午前10時
（受付開始：午前9時30分）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

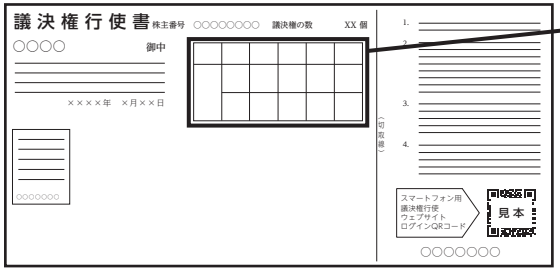

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１、４号議案

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**

第２、３号議案

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者を反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

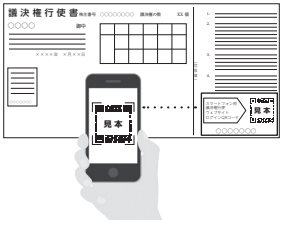

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

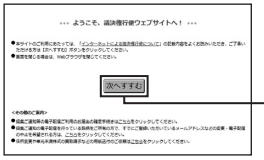

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120−652−031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00〜21：00）

株主総会参考書類

第１号議案　　定款一部変更の件

１．提案の理由

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるため、現行定款第29条について所要の変更を行うとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にする旨の規定を新設するため、現行定款第30条について所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
(選任方法) 第29条　監査役は、株主総会において選任する。	(選任方法) 第29条　（現行どおり）
2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（現行どおり）
（新　設）	3　当会社は、会社法第329条第３項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
（新　設）	4　前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

現行定款	変更案
(任期) 第30条　監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(任期) 第30条　(現行どおり) 2　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第３項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

第２号議案　　取締役６名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役全員（７名）は任期満了となります。つきましては、取締役６名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当
1	つねかわ　とも き 常川　友樹	代表取締役社長CEO　再任
2	さ とう　あきのり 佐藤　彰紀	取締役CFO　再任
3	く で けん　のりひこ 久手堅　憲彦	取締役CGO　再任
4	いしかわ　あつし 石川　篤	取締役会長　再任
5	わ だ　よういち 和田　洋一	社外取締役　再任　社外　独立
6	て しま　ひろ き 手嶋　浩己	社外取締役　再任　社外　独立

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．和田洋一氏、手嶋浩己氏は社外取締役候補者であります。
３．当社は和田洋一氏、手嶋浩己氏と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。両氏が再任された場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
４．当社は、和田洋一氏及び手嶋浩己氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏が再任された場合、当社は両氏を引き続き独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
５．当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。ただし、被保険者の職務の遂行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等の一定の免責事由があります。各候補者が再任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者番号 1

つねかわ　とも き
常川　友樹

(1981年６月18日生)

再任

所有する当社の株式数
375,000株

取締役在任期間
12年２カ月

取締役会への出席状況
18回/18回（100%）

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2001年 10月　株式会社エムラボ執行役員
2004年　４月　株式会社オープンキューブ設立代表取締役
2012年　９月　当社設立代表取締役社長CEO(現任)

取締役候補者とした理由

当社創業者である常川友樹氏は、創業以来代表取締役として経営の指揮を執り、常に高いビジョンを持ちながらリーダーシップを発揮してまいりました。自らプロダクトに携わり培った経験や実績と企業経営者として見識を有することから、今後の当社の企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

さ とう　あきのり
佐藤　彰紀

(1984年８月22日生)

再任

所有する当社の株式数
30,000株

取締役在任期間
８年10カ月

取締役会への出席状況
18回/18回（100%）

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2008年　４月　株式会社大和総研入社
2009年　８月　大和証券SMBC株式会社(現大和証券株式会社)
2012年　４月　株式会社大和証券グループ本社
2013年 10月　大和証券株式会社
2016年　１月　当社取締役CFO(現任)

取締役候補者とした理由

佐藤彰紀氏は、略歴のとおり証券会社のアナリスト等の経験からコーポレートファイナンスの幅広い知見を有し、当社ではキャッシュフローマネジメントを軸に、財務戦略やコストコントロールで当社の成長を支え、直近は「クラッシュフィーバー」の営業キャッシュフロー創出にも貢献しました。これらの実績・経験から、今後の当社の企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。なお、同氏が選任された場合、COO兼CFOに就任し、当社事業全体も統括する予定であります。

候補者番号 3

久手堅　憲彦（くでけん　のりひこ）

（1982年４月18日生）

再任

所有する当社の株式数
105,000株

取締役在任期間
11年９カ月

取締役会への出席状況
18回/18回（100%）

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2007年　４月　ドリームキューブ株式会社入社
2009年　３月　ビットキャッシュ株式会社入社
2011年　１月　ジンガジャパン株式会社入社
2013年　２月　当社取締役
2019年　９月　当社取締役CGO(現任)

取締役候補者とした理由

久手堅憲彦氏は、略歴のとおりインターネット業界でのマーケティングに関する知識と経験を有しており、当社ではマーケティングを担当し、海外事業展開の責任者としての役割も果たすなど、ユーザー獲得に貢献してきました。これらの実績・経験から、今後の当社の企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 4

石川　篤（いしかわ　あつし）

（1975年12月27日生）

再任

所有する当社の株式数
225,000株

取締役在任期間
11年７カ月

取締役会への出席状況
18回/18回（100%）

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1998年　10月　株式会社サイバーエージェント入社
2005年　２月　ウノウ株式会社代表取締役
2010年　８月　ジンガジャパン株式会社GM
2013年　４月　当社取締役
2016年　９月　当社取締役会長(現任)

取締役候補者とした理由

石川篤氏は、略歴のとおりインターネット業界及びゲーム業界での豊富な経験と経営者としての幅広い見識を有しており、当社が創業して間もなくの頃から業務執行に関する提言や助言を行い、当社の成長を支えてまいりました。これらの実績・経験から、今後の当社の企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

5　和田（わだ）　洋一（よういち）　（1959年５月28日生）

再任　社外　独立

所有する当社の株式数

－株

社外取締役在任期間

８年３カ月

取締役会への出席状況

18回/18回（100%）

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1984年	４月	野村證券株式会社入社
2000年	４月	株式会社スクウェア入社
2001年	９月	同社代表取締役社長
2003年	４月	株式会社スクウェア・エニックス(現株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス)代表取締役社長
2016年	８月	当社社外取締役(現任)
2018年	３月	株式会社マイネット社外取締役
2019年	３月	同社社外取締役(監査等委員)(現任)
2021年	９月	株式会社夢真ビーネックスグループ(現株式会社オープンアップグループ)社外取締役(現任)
2022年	６月	カバー株式会社社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

株式会社マイネット社外取締役(監査等委員)
株式会社オープンアップグループ社外取締役
カバー株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

和田洋一氏は、略歴のとおりゲーム業界における豊富な経験と企業経営における幅広い見識を有し、当社経営に対し多角的な観点から提言をいただき、取締役会の意思決定及び業務執行に対する監督機能の実効性強化に十分な役割を果たしていただけるものと考えております。これらの実績・経験から、今後の当社の企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号
6

てしま　ひろき
手嶋　浩己

（1976年７月20日生）

再任　社外　独立

所有する当社の株式数
－株

社外取締役在任期間
６年３カ月

取締役会への出席状況
18回/18回（100%）

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1999年	４月	株式会社博報堂入社
2006年	３月	株式会社インタースパイア(現ユナイテッド株式会社)取締役
2012年	12月	ユナイテッド株式会社取締役
2013年	９月	株式会社メルカリ社外取締役
2018年	８月	株式会社Gunosy社外取締役
2018年	８月	当社社外取締役(現任)
2019年	10月	株式会社LayerX取締役(現任)
2021年	３月	XTech Ventures株式会社代表取締役(現任)

重要な兼職の状況
XTech Ventures株式会社代表取締役
株式会社LayerX取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

手嶋浩己氏は、略歴のとおりインターネット業界及びベンチャーキャピタル業界における豊富な経験と幅広い見識を有し、当社経営に対し幅広い助言をいただき、当社の今後の事業成長に十分な役割を果たしていただけるものと考えております。これらの実績・経験から、今後の当社の企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

第３号議案　　監査役３名選任の件

本総会の終結の時をもって監査役全員（３名）は任期満了となります。つきましては、監査役３名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位
1	たけしま　ゆみこ **竹島　由美子**	― 新任
2	よしじま　あきひろ **吉島　彰宏**	社外監査役 再任 社外 独立
3	おかだ　あつし **岡田　淳**	社外監査役 再任 社外

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．吉島彰宏氏、岡田淳氏は社外監査役候補者であります。
３．当社は吉島彰宏氏、岡田淳氏と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。両氏が再任された場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、竹島由美子氏が原案どおり選任された場合、当該契約を締結する予定であります。
４．当社は、吉島彰宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合、当社は同氏を引き続き独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
５．当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。ただし、被保険者の職務の遂行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等の一定の免責事由があります。各候補者が再任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者番号
1　たけしま　ゆみこ **竹島　由美子**　(1983年9月6日生)　**新任**

所有する当社の株式数

－株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

2008年 12月　監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所
2018年　6月　当社入社
2021年　9月　当社コーポレート部経理税務グループ長(現任)

監査役候補者とした理由

竹島由美子氏は、略歴のとおり公認会計士の資格を有しており、当社の経理部門の責任者として財務及び会計、内部統制に関する専門的な見地から業務を行ってまいりました。公認会計士としての高い専門性や当社事業に関する知識と見識から、監査役としての職責を発揮していただけるものと判断し、新たに監査役候補者といたしました。

候補者番号
2

吉島（よしじま）　彰宏（あきひろ）

（1964年1月9日生）

再任　社外　独立

所有する当社の株式数
200株

監査役在任期間
11年3カ月

取締役会への出席状況
18回/18回（100%）

監査役会への出席状況
15回/15回（100%）

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1987年	4月	安田生命保険相互会社(現明治安田生命相互会社)入社
1990年	9月	エヌイーディー株式会社入社
1999年	4月	安田企業投資株式会社入社
2009年	4月	Y's Associates代表(現任)
2013年	6月	株式会社日本動物高度医療センター社外監査役
2013年	8月	当社社外監査役(現任)
2016年	6月	株式会社日本動物高度医療センター社外取締役(監査等委員)(現任)
2018年	1月	Dr.JOY株式会社社外監査役(現任)
2020年	1月	株式会社トレタ取締役(現任)

重要な兼職の状況
Y's Associates代表
株式会社日本動物高度医療センター社外取締役(監査等委員)
Dr.JOY株式会社社外監査役
株式会社トレタ取締役

社外監査役候補者とした理由
吉島彰宏氏は、略歴のとおり複数の企業における取締役、監査役としての豊富な経験と見識、また経営者としての幅広い知見を有しており、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査役としての職責を発揮していただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。

候補者番号
3

おか だ　あつし
岡田　淳　(1979年３月11日生)

再任　社外

所有する当社の株式数
－株

監査役在任期間
８年

取締役会への出席状況
18回/18回（100%）

監査役会への出席状況
15回/15回（100%）

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

2002年 10月　森綜合法律事務所(現森・濱田松本法律事務所)入所
2008年　１月　ニューヨーク州弁護士登録
2012年　１月　森・濱田松本法律事務所パートナー(現任)
2016年 11月　当社社外監査役(現任)
2020年　４月　セーフィー株式会社社外監査役(現任)

重要な兼職の状況
森・濱田松本法律事務所パートナー
セーフィー株式会社社外監査役

社外監査役候補者とした理由
　岡田淳氏は、略歴のとおり弁護士としての専門的見地、豊富な経験、実績を有しており、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、法務・コンプライアンスの観点を含めた客観的かつ公正な立場で監査役としての職責を発揮していただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。

（ご参考）スキルマトリクス

第２号議案、第３号議案が承認されたのちの取締役及び監査役の当社が特に期待する分野。

氏　名	役　職	企業経営	モバイルゲーム事業			人事労務・育成	財務・会計	法務・リスクマネジメント
			新規開発	タイトル運営	グローバル・マーケティング			
常川 友樹	代表取締役 社長CEO	●	●	●		●		
佐藤 彰紀	取締役COO 兼CFO	●		●		●	●	●
久手堅 憲彦	取締役CGO	●		●	●			
石川 篤	取締役会長	●			●	●	●	
和田 洋一	取締役 社外 独立	●	●			●		
手嶋 浩己	取締役 社外 独立	●			●		●	
竹島 由美子	監査役						●	●
吉島 彰宏	監査役 社外 独立						●	
岡田 淳	監査役 社外							●

第４号議案　　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、会社法第329条第３項の規定に基づき、補欠監査役１名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

もり　　し　ほ
森　志帆　　(1985年６月３日生)　　社外　独立

所有する当社の株式数

－株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

2008年　４月　シャープ株式会社入社
2012年　２月　有限責任監査法人トーマツ入所
2018年　１月　株式会社日本M&Aセンター入社
2021年　８月　森志帆公認会計士事務所代表(現任)
2022年 11月　当社社外監査役(現任)
2024年　２月　株式会社Photo electron Soul社外監査役(現任)

重要な兼職の状況

森志帆公認会計士事務所代表
株式会社Photo electron Soul社外監査役

補欠の社外監査役候補者とした理由

森志帆氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計、内部統制等に関する専門的な見地から監査役としての職責を発揮していただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての高い専門知識を有し、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．森志帆氏は補欠の社外監査役候補者であります。
３．森志帆氏が社外監査役に就任した場合、当社は会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。
４．当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。ただし、被保険者の職務の遂行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等の一定の免責事由があります。森志帆氏が社外監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
５．森志帆氏は現在、当社の社外監査役であり、就任してからの期間は本定時株主総会終結の時をもって２年であります。また、同氏は本定時株主総会終結の時をもって当社社外監査役を退任する予定であります。
６．森志帆氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

以　上

事業報告（2023年９月１日から2024年８月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

（１）事業の経過及びその成果

当社は「楽しいね！を、世界中の日常へ。」というミッションを掲げ、世界中の一人でも多くの人々の日常に、家族や友達と「楽しいね！」と笑いあえるひとときを届け、国・言語・文化・年齢・性別等あらゆる壁を越えて誰もが楽しめるプロダクト・サービスを創り、コミュニケーションを通じた「笑顔」を世界の隅々まで広げることを目指しております。

当事業年度の売上高の状況につきましては、「クラッシュフィーバー」日本版が９周年記念キャンペーンの好調な推移等で前事業年度に対して第４四半期会計期間は増収、通期では同程度の着地と堅調に推移したものの、収支改善を目的とした「クラッシュフィーバー」海外版の2023年12月のサービス終了、「アリスフィクション」の2024年９月のサービス終了、また2024年３月にサービス終了した「ジャンプチ ヒーローズ」日本版及び繁体字版の影響で、前事業年度比で大幅な減収となりました。一方で、2024年６月に国内サービスを開始した株式会社ゲームフリークとの共同開発タイトル「パンドランド」を始めとする協業先との共同開発タイトルは、概ね想定どおりの開発進捗となり開発に係る売上高は安定的に推移し、前事業年度比で増収となりました。なお、「パンドランド」は、当社の拠出費用抑制を重視しそのトレードオフで事業利益が緩やかな拡大となる座組を採用していることから、サービス開始後のアプリ内課金等による通期業績に与える影響は限定的となりました。

営業利益、経常利益につきましては、中長期的な収益の拡大に向けて引き続き新規開発に取り組んでいる一方で、前述のとおり「パンドランド」と同様に、2025年以降も年１本程度の新規リリースを目処に開発中の協業先との有力IPタイトル２本も当社の拠出費用抑制を重視した座組を採用していること、「クラッシュフィーバー」日本版の底堅い利益貢献、「アリスフィクション」の損失幅の大幅な減少等により、「ジャンプチ ヒーローズ」日本版及び繁体字版のサービス終了による減益影響等を上回り、前事業年度比で大きく増益となりました。

当期純利益につきましては、営業利益、経常利益が増益となったことにより、前期比で黒字転換となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,449,916千円（前期比29.3％減）、営業利益は121,002千円（前期比142.9％増）、経常利益は113,242千円（前期比301.2％増）、当期純利益は92,261千円（前事業年度は当期純損失236,130千円）となりました。

なお、当社はエンターテインメントサービス事業（注）の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

（注）2024年９月１日より、従来「エンターテインメントサービス事業」としていたセグメントの名称を「モバイルゲーム事業」に変更しております。

（２）設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は11,118千円で、その主な内容は、PC購入に係るものであります。

（３）資金調達の状況

運転資金として金融機関より500,000千円の借入を実施しております。

（４）対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題及び対応方針は以下のとおりであります。

① 魅力的なプロダクト・サービスの提供

当社は「楽しいね！を、世界中の日常へ。」というミッションを掲げ、世界中の一人でも多くの人々の日常に、家族や友達と「楽しいね！」と笑いあえるひとときを届け、国・言語・文化・年齢・性別等あらゆる壁を越えて誰もが楽しめるプロダクト・サービスを創り、コミュニケーションを通じた「笑顔」を世界の隅々まで広げることを目指しております。

また、当社がこれまで積み上げた『カジュアル』×『長期運営』×『グローバル』×『IP活用』に関する強みを活かし、モバイルゲーム市場の中でも特に、近年市場規模を拡大してきた『ハイブリッドカジュアルゲーム』への注力により、収益基盤の拡大と安定化を図ることが重要な課題であると考えております。

② 海外市場展開の強化

当社が事業展開するモバイルゲーム市場においては、趣味嗜好の多様化やグローバル化がより一層進行し、近年、日本並びに世界のモバイルゲーム市場を取り巻く競合環境の変化が以前にも増して著しくなってきております。その市場環境において当社が事業成長を進めていくためには、国内だけでなく、今後より一層の成長が見込まれる海外市場に当社のプロダクト・サービスを提供していく必要があると考えております。

具体的には、各地域の国民性や言語、デバイスの普及状況等に鑑みて、今後もプロダクト・サービスの企画、開発、運営に取り組んでいく方針であります。また、当社単独での展開のみでなく、国内外の有力なパートナーとの協業による展開も積極的に推進し、リスクの低減を図ります。

③　ゲームの安全性及び健全性の強化

モバイルゲームにおいては、ゲーム内アイテム等をオークションサイト等において売買するリアル・マネー・トレードや、不適切な水準での有料アイテム出現確率に関する問題、未成年による高額課金問題等が社会的な問題となっております。当社は、こうした状況を踏まえ、ゲーム業界の健全性や成長性を損なうことのないように対応していくことが、重要な課題であると認識しており、各種法的規制や業界団体のガイドラインを遵守しております。

④　ユーザー獲得及びエンゲージメントの強化

当社が提供するタイトル・サービスのユーザー数の増加及び維持が、業績拡大のための重要な要素であると考えております。そのため、既存プロダクト・サービスについてはユーザーからの継続的な愛着を醸成することを意識し、中長期にわたる安定運営による利益の維持を図っていく方針であります。新規タイトル・サービスについては、ユーザーニーズの的確な把握や、ニーズに合った企画、開発、運営、並びに効果的なプロモーションを積極的に推進するとともに、開発スケジュールや費用の管理を徹底し、収益力の向上を図ります。

⑤　組織体制強化のための人材採用と教育

当社は、今後更なる事業拡大を推進するにあたって、継続的に幅広く優秀な人材を採用し続けることが必須であると考えております。開発部門を中心に極めて高度な専門性を有する人材が必要であることから、一定以上の水準を満たす優秀な人材を継続的に採用するとともに、成長ポテンシャルの高い人材の採用及び既存の人材の更なる育成・維持に積極的に努めていく必要性を強く認識しております。また、従業員のモチベーションを引き出す人事評価制度や福利厚生等の人事制度構築に努めながら、業務遂行能力、人格、当社の企業文化及び経営方針への共感を兼ね備え、様々な分野で活躍できる優秀な人材の採用に取り組んでまいります。

⑥　内部統制及びコンプライアンス体制、リスクマネジメントの強化

当社は、公正で透明な事業推進のため、内部統制及びコンプライアンス体制の整備が必須であると考えております。急速な事業の展開や拡大、外部環境やユーザーの嗜好の変化、技術革新等に迅速に対応するため、内部統制及びコンプライアンスの整備・運用に関する課題や状況に応じた対策に取り組む必要があります。

今後も引き続き、コンプライアンス意識の向上と周知徹底を推進し、管理体制や牽制機能の強化、潜在的なリスクの識別・評価・対策に取り組んでまいります。

⑦　システム基盤の強化

当社は、サービス提供に係るシステム稼働の安定性を確保することが経営上重要な課題であると認識しております。そのため、ユーザー数増加に伴うシステムの負荷分散や稼働状況の監視等の取り組みが必要となります。当社は、その重要性に鑑み、今後においてもシステム基盤の強化への取り組みを継続していく方針であります。

⑧　技術革新への対応

当社が事業展開するモバイルゲーム市場においては、技術革新が常に行われており、先端的なテクノロジーを基盤にした新たなサービスやデバイス等の普及に伴う技術革新への対応を適時かつ適切に進めることが、事業展開上の重要な要素であると認識しており、継続的な対応を図っていく方針であります。

⑨　財務基盤の安定化

当社は、収益基盤の維持・拡大とともに、費用対効果を慎重に検討し、各種コストの見直し及び必要な資金の確保を継続的に行うことで財務基盤の強化を図ります。

（5）財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 9 期 (2021年８月期)	第 10 期 (2022年８月期)	第 11 期 (2023年８月期)	第 12 期 (当事業年度) (2024年８月期)
売上高 (千円)	3,585,606	3,422,040	3,464,236	2,449,916
当期純利益又は当期純損失（△） (千円)	825,457	△1,887,307	△236,130	92,261
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△） (円)	397.24	△876.24	△98.45	36.26
総資産 (千円)	3,711,265	2,999,589	2,061,805	2,146,463
純資産 (千円)	2,365,456	427,868	629,757	736,871

（注）１株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

（6）重要な親会社及び子会社の状況

当社に重要な親会社及び子会社はありません。

なお、非連結子会社であったWPBC Pte. Ltd.は、2023年10月10日に清算結了いたしました。

（7）主要な事業内容

事業	事業内容
エンターテインメントサービス事業	モバイルゲームの企画、開発、運営、販売

（8）主要な事業所

名称	所在地
本社	愛知県名古屋市
東京オフィス	東京都千代田区

（9）従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
146名（5名）	29名減（8名減）	34.1歳	5年7ヶ月

（注）従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数（アルバイトを含み、派遣社員を除く）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

（10）主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	500,000千円
株式会社十六銀行	120,670千円
株式会社りそな銀行	100,000千円

（注）上記金額には、社債の未償還残高を含めております。

（11）その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　普通株式　8,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　普通株式　2,594,412株

（注）新株予約権の行使により、発行済株式の総数が2,000株増加しております。

(3) 株主数　　1,672名

(4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
常川友樹	375,000株	14.73%
Happy Elements株式会社	350,000	13.75
石川篤	225,000	8.84
久手堅憲彦	105,000	4.12
西條晋一	100,000	3.93
ユナイテッド株式会社	90,300	3.55
LINE Ventures Japan有限責任事業組合	60,000	2.36
株式会社SBI証券	52,702	2.07
NVCC8号投資事業有限責任組合	43,200	1.70
ワンダープラネット従業員持株会	42,700	1.68

（注）当社は自己株式48,632株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。持株比率は、自己株式（48,632株）を控除し、小数点第３位を四捨五入して算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な状況

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2024年８月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO (Chief Executive Officer)	常川　友樹	
取締役CPO (Chief Product Officer)	鷲見　政明	
取締役CGO (Chief Global Officer)	久手堅　憲彦	
取締役CFO (Chief Financial Officer)	佐藤　彰紀	
取締役会長	石川　篤	
取締役	和田　洋一	株式会社マイネット社外取締役(監査等委員) 株式会社オープンアップグループ社外取締役 カバー株式会社社外取締役
取締役	手嶋　浩己	XTech Ventures株式会社代表取締役 株式会社LayerX取締役
常勤監査役	森　志帆	森志帆公認会計士事務所代表 株式会社Photo electron Soul社外監査役
監査役	吉島　彰宏	Y's Associates代表 株式会社日本動物高度医療センター社外取締役(監査等委員) Dr.JOY株式会社社外監査役 株式会社トレタ取締役
監査役	岡田　淳	森・濱田松本法律事務所パートナー セーフィー株式会社社外監査役

（注）1. 取締役和田洋一氏及び手嶋浩己氏の２名は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役森志帆氏、監査役吉島彰宏氏及び岡田淳氏の３名は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役森志帆氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役和田洋一氏及び手嶋浩己氏、常勤監査役森志帆氏及び監査役吉島彰宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。ただし、被保険者の職務の遂行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等の一定の免責事由があります。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は取締役会において、取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を決議しており、その内容の概要は以下のとおりであります。取締役会は、当事業年度に係る取締役の報酬額の内容の決定方法及び決定された報酬の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していること、報酬委員会が業績連動報酬の原案について多角的な検討を行っていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1）方針の内容

当社の取締役の報酬については、企業価値向上に資することを原則として、経済情勢、業績、従業員に対する処遇との整合性を考慮したうえで、個々の取締役の報酬の決定に際しては役位、職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

2）当社の取締役の報酬制度

当社の取締役の報酬は、固定報酬である役位や職責、市場動向等を総合的に判断したうえで決定する「基本報酬」、長期的な企業価値と株主価値の持続的な向上を図るインセンティブとして「事後交付型業績連動型株式報酬」（業績連動報酬・非金銭報酬）により構成されており、社外取締役については、基本報酬のみを支給しております。なお、当社の取締役の報酬限度額は年額200,000千円以内、事後交付型業績連動型株式については年額240,000千円以内となっております。

a）基本報酬

取締役の個人別としての役位、職責、当社の業績及び市場動向等を総合的に判断したうえで取締役会において決定をし、毎月支給しております。なお、社外取締役については、固定報酬のみを支給しております。

b）事後交付型業績連動型株式報酬（業績連動報酬・非金銭報酬）

1．制度の概要

当社は、事後交付型業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット制度）（以下「本制度」という。）を導入しております。本制度は、当社の取締役（社外取締役を除く。）（以下「対象取締役」という。）に、当社の企業価値の向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主と一層の価値共有を進めることを目的とするものであり、対象取締役に対し、当社取締役会が定める期間（以下「評価期間」という。）中の業績の数値目標を当社取締役会にてあらかじめ設定し、当該数値目標の達成割合に応じて算定される数の当社普通株式及び金銭を、対象取締役の報酬等として付与する業績連動型の報酬制度であります。

2．当社株式及び金銭の算定方法

以下の方法に基づき、本制度の対象取締役ごとの交付株式数及び支給する金銭を決定します。なお、当該決定は報酬委員会の審議を経たうえで、取締役会において行います。

（ⅰ）交付する株式数（最終交付株式数）及び支給する金銭の算定方法

ア．交付株式数及び金銭の額（100円又は単元株未満を切り捨て）

各対象取締役に交付される最終交付株式数及び支給する金銭の額は、以下の算定式に従って、以下の上限数の範囲で算定されます。

［算定式］

・最終交付株式数＝基準報酬額（※１）÷当社株式の時価(ホ)

・金銭の額＝基準報酬額－金銭報酬債権額（※２）

（※１）基準報酬額＝基準比率(イ)×支給率(ロ)×経常利益(ハ)×役務提供期間比率(ニ)

（※２）金銭報酬債権額＝最終交付株式数×当社株式の時価(ホ)

［上限数］

各対象取締役に係る基準報酬額及び最終交付株式数が以下の上限数を超える場合、以下の上限数を、各対象取締役に係る基準報酬額及び最終交付株式数とします。但し、計算の結果、100円又は単元株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。

・基準報酬額 = 240,000千円 × $\frac{\text{各対象取締役の基準比率}}{\text{全対象取締役の基準比率の合計}}$

・最終交付株式数 = 15,000株 × $\frac{\text{各対象取締役の基準比率}}{\text{全対象取締役の基準比率の合計}}$

但し、全対象取締役に係る金銭報酬債権及び金銭の合計並びに最終交付株式数の合計は下記の上限に服するものとします。なお、かかる最終交付株式数の上限数は、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減する場合は併合・分割の比率を乗じて調整されます。

記

全対象取締役に付与する金銭報酬債権及び金銭の総額並びに最終交付株式数の総数の１年あたりの上限は、それぞれ、240,000千円及び15,000株とする。

イ．個別の算定項目の説明

(イ)基準比率

基準比率は、対象取締役毎に当社取締役会において決定し、各対象取締役に係る基準比率の合計は３％以内にするものとしております。これを受けて、当社取締役会は、評価期間における基準比率を、以下のとおり定めております。

役位	基準比率
代表取締役社長CEO	0.85%
取締役CPO	0.45%
取締役CGO	0.45%
取締役CFO	0.45%
取締役会長	0.2%

(ロ)支給率

支給率は、評価期間における当社業績等の各数値目標の達成割合に応じて、０％から100％までの範囲で、当社の取締役会で定めることとしております。これを受けて当社取締役会は、評価期間における支給率を、以下のとおり定めております。

業績目標	支給率
下記の業績目標を達成できなかった場合	0%
経常利益が50,000千円を超えた場合	100%

(ハ)経常利益

経常利益は、評価期間における当社の経常利益とします。

(ニ)役務提供期間比率

役務提供期間比率は、以下のとおりとします。

$$\text{役務提供期間比率} = \frac{\text{在任月数}}{\text{評価期間の月数}}$$

在任月数は、評価期間中に対象取締役が当社の取締役として在任又は在籍した月の合計数をいいます。なお、月の途中で就任又は退任する場合には、１月在任又は在籍したものとみなします。

(ホ)当社株式の時価

当社株式の時価は、本制度に基づく当社株式の発行又は処分に係る取締役会決議（以下「交付取締役会決議」という。）の日の前営業日の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に特に有利にならない範囲で当社取締役会が決定した額とします。

(ヘ)その他

対象取締役は、所定の非違行為等がある場合には、本制度により当社株式及び金銭を受ける権利を喪失します。

（ⅱ）評価期間

毎年９月１日から翌年８月31日までの１事業年度

（ⅲ）支給時期

上記計算式にて算定された交付株式数の当社株式及び支給金額の金銭を、権利確定日（※）から２か月以内に交付又は支給します。

（※）権利確定日とは、評価期間の最終年度が終了してから当該年度に係る計算書類の内容が会社法に基づき定時株主総会へ報告される日をいいます。

３．株式の交付方法及び金銭の支給方法

対象取締役に対する当社株式の交付は、当該対象取締役に対して、当社が上記２の計算式にて算定された金銭報酬債権を付与し、その金銭報酬債権を現物出資財産として当社に出資させることにより、当社株式の新規発行又は自己株式の処分を行う方法とします。また、対象取締役に対する金銭の支給は、当該対象取締役に対して、当社が上記２の計算式にて算定された額の金銭を対象取締役が通知した金融機関の口座に対して振り込む方法とします。

４．対象取締役が異動した場合の取扱い等について

(ⅰ) 評価期間中に当社内の異動により役位に変動があった場合

対象取締役が評価期間中に当社内の異動により別の役位に就任した場合であっても、当該対象取締役については、異動前に決定した基準比率を用いて報酬等を算定します。

(ⅱ) 評価期間中に組織再編等が行われた場合

評価期間中に次の各号に掲げる事項（以下「組織再編等」という。）が当社の株主総会（ただし、当社の株主総会による承認を要さない場合及び第５号においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、次の各号に定める日（以下「組織再編等効力発生日」という。）が当社株式の交付時より前に到来することが予定されているときに限る。）、対象取締役は、最終交付株式数の株式の代わりに、上記２(ⅰ)アに従い、(イ)基準比率に(ロ)当該承認の日（以下「組織再編等承認日」という。）の直近の四半期報告書の提出時点における支給率、(ハ)当該四半期報告書に記載の経常利益及び(ニ)役務提供期間比率を乗じて得られた額の金銭の支給を受けることができます。但し、かかる金銭の支給は、上記２(ⅰ)の基準報酬額の上限額の範囲内で行われるものとします。

①当社が消滅会社となる合併契約　合併の効力発生日

②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画（当社が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部又は一部を当社の株主に交付する場合に限る。）　会社分割の効力発生日

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画　株式交換又は株式移転の効力発生日

④当社株式に会社法第108条第１項第７号の全部取得条項を付して行う当社の普通株式の全部の取得　会社法第171条第１項第３号に規定する取得日

⑤当社株式を対象とする株式売渡請求（会社法第179条第２項に定める株式売渡請求を意味する。）　会社法第179条の２第１項第５号に規定する取得日

(ⅲ) 端数処理その他の調整

最終交付株式数の算定その他制度に基づく交付株式数及び支給額の算定において、算定し

た交付する株式数又は支給する金銭の額に単元株未満又は100円未満の端数が生じる場合、これを切り捨てることとします。なお、株式の交付又は金銭の支給までに、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。）によって増減する場合は、併合・分割の比率を乗じて本制度に基づく算定に係る株式数を調整することとします。

c）報酬等の種類ごとの割合

取締役の個人別の報酬等の額に対する割合については、経済情勢、業績、役位、職責を考慮し決定することとしております。

② 監査役の報酬等の内容

当社の監査役の報酬については、監査役会において監査役間の協議により決定し、基本報酬のみを支給しております。

③　当事業年度に係る報酬等の額

区　　分	対象となる役員の員数	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額
		固定報酬	業績連動報酬（事後交付型業績連動型株式報酬）	非金銭報酬等	
取締役（うち社外取締役）	7名（2名）	87,960千円（12,000千円）	2,801千円（－）	―	90,761千円（12,000千円）
監査役（うち社外監査役）	3名（3名）	18,240千円（18,240千円）	―	―	18,240千円（18,240千円）
合計（うち社外役員）	10名（5名）	106,200千円（30,240千円）	2,801千円（－）	―	109,001千円（30,240千円）

（注）1．取締役及び監査役の報酬限度額は、2016年11月29日開催の第４期定時株主総会において、それぞれ、年額200,000千円以内（うち社外取締役分20,000千円以内）、年額50,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は６名（うち社外取締役は２名）、監査役の員数は３名（うち社外監査役は３名）となっております。

2．2021年11月26日開催の第９期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する事後交付型業績連動型株式報酬制度（対象取締役に対して当社普通株式の付与のために支給する金銭報酬債権の各総額は年額240,000千円以内、交付する株式数は合計年15,000株以内）の導入について決議されております。当該定時株主総会終結時点の社外取締役を除く取締役の員数は５名となっております。

3．業績連動報酬（事後交付型業績連動型株式報酬）に係る業績指標は経常利益であり、その実績は「1.会社の現況に関する事項（1）事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。また、当該指標は、当社事業の特性や内容に照らし当社の業績を適切に表すものと考え選定しております。

4．業績連動報酬には、取締役に対する事後交付型業績連動型株式に係る当事業年度に費用計上した額を記載しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区　分	氏　　名	重 要 な 兼 職 先	当 社 と の 関 係
取 締 役	和田　洋一	株式会社マイネット	重要な関係はありません。
		株式会社オープンアップグループ	重要な関係はありません。
		カバー株式会社	重要な関係はありません。
取 締 役	手嶋　浩己	XTech Ventures株式会社	重要な関係はありません。
		株式会社LayerX	重要な関係はありません。
監 査 役	森　　志帆	森志帆公認会計士事務所	重要な関係はありません。
		株式会社Photo electron Soul	重要な関係はありません。
監 査 役	吉島　彰宏	Y's Associates	重要な関係はありません。
		株式会社日本動物高度医療センター	重要な関係はありません。
		Dr.JOY株式会社	重要な関係はありません。
		株式会社トレタ	重要な関係はありません。
監 査 役	岡田　　淳	森・濱田松本法律事務所	兼職先に所属する同氏以外の弁護士から必要に応じて法律上のアドバイスを受けておりますが、当社と同事務所との間の取引額は僅少であります。
		セーフィー株式会社	重要な関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外 取締役	和田　洋一	当事業年度開催の取締役会18回のすべてに出席し、主にゲーム業界での豊富な経営経験による深い知見から当社の経営全般に関する発言を行っております。また報酬委員会委員長として取締役の報酬等の客観性、合理性維持に貢献しております。
社外 取締役	手嶋　浩己	当事業年度開催の取締役会18回のすべてに出席し、主にインターネット業界及びベンチャーキャピタル業界での豊富な経営経験による深い知見から当社の経営全般に関する発言を行っております。また報酬委員会委員として取締役の報酬等の客観性、合理性維持に貢献しております。
社外 監査役	森　志帆	当事業年度開催の取締役会18回のすべて、監査役会15回のすべてに出席し、取締役会において、報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、公認会計士として培われた財務及び会計に関する専門的な知識・経験に基づいた意見を述べております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。報酬委員会においては、社外監査役の立場から取締役の報酬等の客観性、合理性維持に貢献しております。
社外 監査役	吉島　彰宏	当事業年度開催の取締役会18回のすべて、監査役会15回のすべてに出席し、取締役会において、報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、複数の企業における取締役、監査役としての豊富な経験と見識から意見を述べております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
社外 監査役	岡田　淳	当事業年度開催の取締役会18回のすべて、監査役会15回のすべてに出席し、取締役会において、報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、弁護士として培われた法務に関する豊富な経験と見識から意見を述べております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の財務体質の強化と事業拡大のために必要な内部留保を確保しつつ、当社を取り巻く事業環境を勘案して、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としておりますが、現状では事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元に繋がるものと考えております。

このことから、当面の間は内部留保の充実に図る方針であり、内部留保資金につきましては、将来の成長に向けた運転資金として有効に活用していく予定であります。現時点においては配当実施の可能性及びその実施時期等につきましては未定とさせていただきます。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年一回の期末配当を考えており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は取締役会の決議によって、毎年２月末日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,830,985**	**流動負債**	**963,777**
現金及び預金	1,330,108	買掛金	59,872
売掛金	281,894	1年内償還予定の社債	196,000
仕掛品	84,802	1年内返済予定の長期借入金	283,627
前渡金	24,543	未払金	304,225
前払費用	34,145	未払費用	213
その他	75,491	未払法人税等	4,747
固定資産	**315,478**	前受金	81,821
有形固定資産	**22,066**	預り金	20,366
建物	11,025	株式給付引当金	3,509
工具、器具及び備品	11,041	その他	9,395
無形固定資産	**186,666**	**固定負債**	**445,814**
運営権	186,666	社債	40,000
投資その他の資産	**106,744**	長期借入金	405,814
投資有価証券	0	**負債合計**	**1,409,591**
繰延税金資産	64,677	**(純資産の部)**	
その他	42,066	**株主資本**	**724,019**
		資本金	**574,229**
		資本剰余金	**1,181,522**
		資本準備金	1,181,522
		利益剰余金	**△934,765**
		その他利益剰余金	△934,765
		繰越利益剰余金	△934,765
		自己株式	**△96,967**
		新株予約権	**12,852**
		純資産合計	**736,871**
資産合計	**2,146,463**	**負債純資産合計**	**2,146,463**

損 益 計 算 書

（2023年９月１日から
2024年８月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**2,449,916**
売上原価		**1,732,491**
売上総利益		**717,424**
販売費及び一般管理費		**596,422**
営業利益		**121,002**
営業外収益		
為替差益	61	
物品売却益	129	
ポイント還元収入	886	
その他	155	**1,232**
営業外費用		
支払利息	3,603	
社債利息	2,121	
新株予約権発行費	2,385	
固定資産除却損	0	
その他	882	**8,992**
経常利益		**113,242**
税引前当期純利益		**113,242**
法人税、住民税及び事業税	3,267	
法人税等調整額	17,713	**20,980**
当期純利益		**92,261**

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年10月21日

ワンダープラネット株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　後藤　泰彦
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　水越　徹

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ワンダープラネット株式会社の2023年9月1日から2024年8月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年９月１日から2024年８月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正性を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年10月23日

ワンダープラネット株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　森　　志　帆

社外監査役　吉　島　　彰　宏

社外監査役　岡　田　　淳

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場　名古屋市中区栄三丁目15番33号　栄ガスビル５階　キングルーム



交通　地下鉄東山線・名城線「栄」駅下車　サカエチカ６番出口　徒歩５分
地下鉄名城線「矢場町」駅下車　６番出口　徒歩３分

※　駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT　見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

FSC ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK